

九州大学ハラスメント委員会規程

令和3年度九大規程第26号
制 定：令和 3年 4月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条第2項の規定に基づき、ハラスメント委員会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 ハラスメント委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント及びこれに類する人としての尊厳を侵害する行為をいう。以下同じ。）の防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。
 - (2) ハラスメントに関する相談、被害の救済、環境改善措置等に関すること。
 - (3) ハラスメントに係る処分等に関すること。
 - (4) その他ハラスメントの防止及び対策に関すること。
- 2 ハラスメント委員会は、ハラスメントの被害救済等について調査・審議した事項その他の必要な事項を教育研究評議会に報告するものとする。

(組織)

第3条 ハラスメント委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
 - (2) 人文科学研究院、比較社会文化研究院、人間環境学研究院、法学研究院、経済学研究院、言語文化研究院、芸術工学研究院、基幹教育院及び未来デザイン学センターの教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 1人
 - (3) 理学研究院、数理学研究院、工学研究院、システム情報科学研究院、農学研究院、マス・フォア・インダストリ研究所、実験生物環境制御センター、熱帶農学研究センター、アイソトープ統合安全管理センター、留学生センター、総合研究博物館、韓国研究センター及び情報基盤研究開発センターの教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 1人
 - (4) 医学研究院、歯学研究院、薬学研究院、生体防御医学研究所及び病院の教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 1人
 - (5) 総合理工学研究院、応用力学研究所、先導物質化学研究所、中央分析センター及びグローバルイノベーションセンターの教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 1人
 - (6) 人事部長
 - (7) 学務部長
 - (8) その他ハラスメント委員会が必要と認めた者（学外者を含む。） 若干人
- 2 前項第2号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、総長が任命する。

- 5 ハラスメント委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員のうちから総長が指名する理事をもって充てる。
- 6 委員長は、ハラスメント委員会を主宰する。
- 7 ハラスメント委員会に副委員長を置き、第1項第1号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(調整・通知専門委員会)

第4条 ハラスメント委員会に、就労環境及び就学環境の改善のための調整（以下「調整」という。）並びに被害の深刻化防止等のための通知（以下「通知」という。）を行うため調整・通知専門委員会を置く。

2 調整・通知専門委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 国立大学法人九州大学ハラスメント防止規程（平成16年度九大就規第30号）第7条に基づくハラスメントに関する苦情の申立て（以下「苦情申立」という。）に関し、関係部局の長その他の関係者に調整を依頼すること。
- (2) 苦情申立の事実を苦情申立の相手方又は関係部局の長その他の関係者に通知すること。
- (3) その他調整及び通知を円滑に行うために必要な事項

3 調整及び通知が終了した場合には、調整・通知専門委員会は速やかにハラスメント委員会に経過及び結果を報告する。

第5条 調整・通知専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) ハラスメント委員会委員長
 - (2) 副学長及び副理事のうちから選ばれた者 若干人
 - (3) その他ハラスメント委員会委員長が必要と認めた者 若干人
- 2 調整・通知専門委員会に委員長を置き、ハラスメント委員会委員長をもって充てる。
 - 3 調整・通知専門委員会委員長に事故があるときは、あらかじめ調整・通知専門委員会委員長が指名した者が、その職務を代行する。
 - 4 調整・通知専門委員会委員長は、調整・通知専門委員会を主宰する。

(調査部会)

第6条 ハラスメント委員会は、次に掲げる各号の場合、その事案ごとにハラスメント調査部会（以下「調査部会」という。）を設置する。

- (1) ハラスメント委員会が、苦情申立に関し調査が必要と判断したとき。
- (2) ハラスメント委員会が、救済、処分その他の処置が必要と判断したとき。

2 調査部会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントに係る事案の事実関係を明らかにすること。
- (2) 当事者及び関係者から事情を聴取すること。
- (3) その他当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項

3 調査が終了した場合には、調査部会は速やかにハラスメント委員会に経過及び結果を報告する。

第7条 調査部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 次に掲げるもののうちからハラスメント委員会委員長が指名した者 若干人

- イ 第3条第1項第2号から第8号に規定するハラスメント委員会委員
- ロ 人文科学研究院、比較社会文化研究院、人間環境学研究院、法学研究院、経済学研究院、言語文化研究院、芸術工学研究院、基幹教育院及び未来デザイン学センターの教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 5人
- ハ 理学研究院、数理学研究院、工学研究院、システム情報科学研究院、農学研究院、マス・フォア・インダストリ研究所、実験生物環境制御センター、熱帯農学研究センター、アイソトープ統合安全管理センター、留学生センター、総合研究博物館、韓国研究センター及び情報基盤研究開発センターの教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 5人
- ニ 医学研究院、歯学研究院、薬学研究院、生体防御医学研究所及び病院の教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 2人
- ホ 総合理工学研究院、応用力学研究所、先導物質化学研究所、中央分析センター及びグローバルイノベーションセンターの教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 1人
- ヘ 人事部人事企画課長
- ト 学務部学生支援課長

- (2) その他ハラスメント委員会が必要と認めた者（学外者を含む。）
- 2 前項第1号ロからホまでの各委員のうち、少なくとも1人は女性とするよう努めるものとする。
- 3 ハラスメント委員会委員長から指名を受けていない第1項第1号ロからホまでの委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 調査部会の委員には、女性が加わるように配慮しなければならない。
- 5 委員は、複数の調査部会の委員を兼務することができる。
- 6 調査部会に部会長を置き、委員の互選により選出する。
- 7 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代行する。
- 8 部会長は、調査部会を主宰する。

- 第8条 ハラスメント委員会は、苦情申立の申立内容等から部局での対応が必要と判断した場合は、関係部局の長に事案の調査等を付託することができる。
- 2 ハラスメント委員会委員長は、ハラスメント防止等のため、必要に応じ、部局での対応の要請その他の措置を講ずることができる。この場合において、当該措置を講じた直後に開催されるハラスメント委員会に当該措置内容等を報告するものとする。

（部局の防止・対策及び調査等）

- 第9条 各部局の長は、別表の右欄に掲げる職員・学生等のハラスメントの防止・対策及び調査等のため、部局ハラスメント防止委員会（以下「部局防止委員会」という。）を置くことができる。
- 2 各部局の長は、当該部局でのハラスメントの発生を防止し速やかな解決を図るため、必要な措置を行うことができる。この場合において、事前にハラスメント委員会委員長に当該措置の内容等を報告し承認を得なければならない。
- 3 各部局の長は、前条の規定に基づき、ハラスメント委員会及びハラスメント委員会委員

長から調査等の対応を付託、要請された事案については、これらの内容に従い直ちに調査等を行い、当該結果をハラスメント委員会委員長に報告しなければならない。

(議事)

第10条 ハラスメント委員会及び調整・通知専門委員会（以下「ハラスメント委員会等」という。）は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 ハラスメント委員会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第11条 ハラスメント委員会等及び調査部会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

2 第7条第1項第1号口からトに規定する委員及び同項第2号に規定する委員は、ハラスメント委員会にオブザーバーとして参加することができる。

(事務)

第12条 ハラスメント委員会等及び調査部会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、人事部職員課において処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント委員会等及び調査部会の運営等に関し必要な事項は、当該委員会においてそれぞれ定める。

附 則

1 この規程は、令和3年5月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に九州大学ハラスメント委員会規則を廃止する規則（令和3年度九大規則第9号）による廃止前の九州大学ハラスメント委員会規則（平成16年度九大規則第23号。以下「旧規則」という。）第4条第1項第2号から第5号までの規定に基づき、ハラスメント対策委員会の委員として選出され、同条第5項の規定に基づき任命されている者は、この規程第3条第1項第2号から第5号までに規定する者として選出され、同条第4項の規定に基づき任命されたもの又は規程第7条第1項第1号イからホに規定する者として選出されたものとみなし、その任期は、旧規則による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。

3 この規程の施行後、最初に第3条第1項第2号から第5号までに規定する者として選出され、同条第4項の規定に基づき任命されたもの及び第7条第1項第1号イからホに規定する者として選出されたものに係る任期については、第3条第2項及び第7条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

別表

部局名	職員等の範囲
各学部	当該学部に在学する学生等（共創学部においては、同学部に所属する職員等を含む。）
各学府	当該学府に在学する学生等
人文科学研究院	人文科学研究院、人文科学府、文学部及び人文社会科学系事務部に所属する職員等
比較社会文化研究院	比較社会文化研究院、地球社会統合科学府及び人文社会科学系事務部に所属する職員等
人間環境学研究院	人間環境学研究院、人間環境学府、教育学部及び人文社会科学系事務部に所属する職員等
法学研究院	法学研究院、法学府、法務学府、法学部及び人文社会科学系事務部に所属する職員等
経済学研究院	経済学研究院、経済学府、経済学部及び人文社会科学系事務部に所属する職員等
言語文化研究院	言語文化研究院に所属する職員等
理学研究院	理学研究院、理学府、システム生命科学府、理学部、アイソトープ統合安全管理センター、国際宇宙天気科学・教育センター、低温センター、加速器・ビーム応用科学センター及び理学部等事務部に所属する職員等
数理学研究院	数理学研究院及び数理学府に所属する職員等
医学研究院	医学研究院、医学系学府、医学部（附属病院を除く。）及び医系学部等事務部に所属する職員等
歯学研究院	歯学研究院、歯学府及び歯学部（附属病院を除く。）に所属する職員等
薬学研究院	薬学研究院、薬学府及び薬学部に所属する職員等
工学研究院	工学研究院、工学府、統合新領域学府、工学部、中央分析センター伊都分室、超顕微解析研究センター、西部地区自然災害資料センター、未来化学創造センター、鉄鋼リサーチセンター、分子システム科学センター及び工学部等事務部に所属する職員等
芸術工学研究院	芸術工学研究院、芸術工学府、芸術工学部、未来デザイン学センター及び芸術工学部事務部に所属する職員等
システム情報科学研究院	システム情報科学研究院、システム情報科学府、システムLSI研究センター、日本エジプト科学技術連携センター及びプラズマナノ界面工学センターに所属する職員等
総合理工学研究院	総合理工学研究院、総合理工学府、中央分析センター（伊都分室を除く。）、グローバルイノベーションセンター、グリーンテクノロジー研究教育センター及び筑紫地区事務部に所属する職員等
農学研究院	農学研究院、生物資源環境科学府、農学部、実験生物環境制御センター、熱帯農学研究センター及び農学部等事務部に所属する職員等

基幹教育院	基幹教育院及びアドミッションセンターに所属する職員等
高等研究院	高等研究院に所属する職員等
各附置研究所	当該附置研究所（応用力学研究所にあっては、極限プラズマ研究連携センターを含む。）に所属する職員等
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所に所属する職員等
病院	病院及び病院事務部に所属する職員等
附属図書館	附属図書館及び附属図書館事務部に所属する職員等
情報基盤研究開発センター	情報基盤研究開発センターに所属する職員等
各学内共同教育研究センター（上記部局の「職員等の範囲」として規定する学内共同教育研究センターを除く。）	当該学内共同教育研究センターに所属する職員等
各先導的研究センター	当該先導的研究センターに所属する職員等
伊都診療所	伊都診療所に所属する職員等
事務局	事務局、監査室、学術研究・産学官連携本部、教育改革推進本部及び推進室等に所属する職員等